

**1104 集材機運転者安全必携 変更箇所**  
**令和7年6月 第6版 第10刷 → 令和8年4月 第6版 第11刷**

頁	行数等	修正（訂正）前	変更修正（訂正）後
73	上から 3～6行目	(事業者等の責務) 第3条 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、工期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>そこなう</u> おそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。	(事業者等の責務) 第3条 3 建設工事の注文者 <u>その他の</u> 仕事を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、作業方法、工期、納期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>損なう</u> おそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。
73	上から 6～8行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者 <b>及び労働者以外のもので労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは</b> 、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
73	下から 2～1行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者 <b>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は</b> 、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
74	上から 1～3行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 <b>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外</b> の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
奥付 97	枠内	集材機運転者安全必携 ～ 平成26年 8月 第6版 第1刷 令和 6年 7月 第6版 第9刷 令和 7年 6月 第6版 第10刷	集材機運転者安全必携 ～ 平成26年 8月 第6版 第1刷 令和 6年 7月 第6版 第9刷 令和 7年 6月 第6版 第10刷 <b>令和8年 4月 第6版 第11刷</b> を追加
奥付	枠内	定価1,045円 (本体価格950円+税) 送料別	定価 <b>1,210円</b> (本体価格 <b>1,100円</b> +税) 送料別
奥付	枠外	<u>25.06.1,200</u>	<u>26.04.1,500</u>
裏 表 紙	枠内	定価1,045円 (本体価格950円+税) 送料別	定価 <b>1,210円</b> (本体価格 <b>1,100円</b> +税) 送料別